

総務文教委員会

委員長 坂本靖男 副委員長 高橋裕子
委員 岩切幹嘉・五藤源寿・榊朋之・迫賢二・白水勝己

主に議論となった内容

◎一般会計補正予算(第4号)

- Q** 職員給与減額措置に係る地方交付税の減額分については。
- A** 職員給与等の減額分は、当初、約1億8000万円を予定していたが、現段階の市の試算で1億3710万円となった。これに対し、今回の補正で、市職員、市長、副市長、教育長及び市議会議員分(1億750万円)とその他の合計で1億3590万円を充当することにより、ほぼ財源的には補填されているものと理解している。
- Q** 公共施設予約システム構築業務委託料は適正なのか。
- A** バリアフリー機能を備えたシステムである。稼働率等の統計業務をパソコンで管理し、その情報提供も業者に行わせる予定で適正と考える。
- Q** 地域の元気臨時交付金の用途を市債減に充てず、他の事業に利用すべきではないのか。
- A** 本年度は大型事業があるため、元々財源が不足しており、そのための制度利用である。
- Q** 情報系パソコン購入費は1台当たり約25万円が高額ではないか。
- A** 1課で1台使用するため高機能である必要があり、約90台分の配置設定費を含んでいる。発注する際には、適正な価格になるよう配慮したい。

◎工事請負契約の締結(建築本体工事)

- Q** 2社だけの参加に対しどう考えるのか。
- A** 近隣で大型事業が多く、業者が仕事を多く抱え、技術者の配置ができないためではないかと考えている。
- Q** 結果として応札が1社で、落札額が最低制限価格と同額である。事後検証は行ったのか。
- A** 特に行っていないが、適正な入札と考える。
- #### ◎工事請負契約の締結(機械設備工事)
- Q** 入札が無効になった業者が多く、入札の方法等に問題はなかったのか。
- A** 業者からの問い合わせには丁寧に対応し不備はなかったと考える。

地域建設委員会

委員長 武末哲治 副委員長 中原智昭
委員 村山正美・柴田英明・與國洋・野口明美

主に議論となった内容

- #### ◎下水道事業受益者負担金における延滞金の見直し
- 地方税法の改正に準じ、延滞金の利率の見直しが行われた。
- Q** 督促手数料の廃止は今回の改正には盛り込まれていないが、徴収するのか。
- A** 当初から、督促手数料の徴収は条例では規定されていない。今後も督促状は出すが、手数料は徴収しない。
- Q** 下水道使用料の延滞金は、今回の条例変更に含まれているのか。
- A** 下水道使用料の延滞金は、今回の変更に関係ない。
- #### ◎下水道事業会計補正予算(第1号)
- Q** 借入企業債利息の減額補正の理由は。
- A** 借入額の減少、借入利率の低下及び流域下水道事業債の一部において、国の大型補正に伴い借入期日が遅れたことによるもの。

◎平成24年度下水道事業会計決算

- Q** 流域下水道維持管理負担金の剰余金返還金が増加しているが、使用料の見直しに向けて、適正な負担金額となるよう改善するべきでは。
- A** 流域下水道維持管理負担金は、市単独では決められないため、今後、筑紫地区との連携を含め、県に強く要望していきたい。
- 要望** 市内には、老朽化し危険なマンホールの蓋が、多数残っているため、今後、計画的に改修する事を要望する。

市民厚生委員会

委員長 前田俊雄 副委員長 米丸貴浩
委員 竹下尚志・松尾徳晴・塚本良治・近藤幸恵

主に議論となった内容

◎市税における延滞金の割合の引き下げ等や、督促手数料を廃止する条例改正

Q 条例改正により市民の負担増はないのか。

A 負担増はない。

Q 督促手数料の徴収を廃止しても督促は行われるのか。

A 督促は滞納処分的前提であるため、手数料の徴収に関係なく督促状は送る。

◎介護予防に関するアンケート事業

Q 回収率が3分の2であるが、調査は今後の介護予防施策の基本となるものだから、回収率をもっと上げるべきではないか。

A 社会福祉協議会と連携をしているが十分に対応できていない。回収率向上の必要性は認識している。

Q 回答されなかった理由の分析はしているのか。

A 分析については検討中。実施時期、発送から回収までの期間についても検討したい。

Q アンケート結果の活用として、ボランティアの掘り起こしに努めたとあるが、具体的にどこで活用しているのか。

A ボランティア養成講座を受講してもらった後、いきいきプラザ内で実施している事業で活動してもらっている。

◎春日原保育所、岡本保育所、大和保育所及び白水保育所指定管理者の指定の議案

Q 4保育所とも再指定もしくは再々指定であるが、第三者評価も必要ではないか。

A 指定管理者制度導入指針に関わる事であり、指針の所管に伝えたい。

Q 採点のつけ方、欠格事項及び評点基準の有無について。

A 第1段階で、書類により要求水準を満たしているかを確認し、第2段階でプレゼンテーションを受け、質疑応答を行う。この2段階を経たうえで採点となる。欠格事項は設けていないが、評点基準はある。

Q 新規事業者の参入が難しいのではないか。

A 再指定は2回までとなっている。再々指定の施設は、今回は公募が原則である。

Q 保護者の要望は評価項目にあるのか。

A 評価項目にはないが、過去の事例として保育士が替わる事の保護者の抵抗感が大きかった。

決算審査特別委員会

委員長 野口明美 副委員長 柴田英明 委員 塚本良治
岩切幹嘉・近藤幸恵・中原智昭・白水勝己・武末哲治

主に議論となった内容

歳入においては一部の税では減少しているが、個人市民税や地方交付税の増加により、総額では増加している。歳出では学校の耐震化事業や地区公民館の大規模改修等、また新総合スポーツセンターの整備基金の積み立てを行ったことから、前年度に比べ増額となっている。

Q 実質収支額が、平成20年度から年々増加しているが、早い時期に補正予算を組むなど、市民サービス向上のために財源を活かすべき。

A 市民の福祉の増進を図るため、市民サービスの拡充を図っていく中で、財政の健全性を確保していきたい。

Q どの程度を目標に財政健全化を考えているか。

A 財政健全化判断比率の早期健全化基準を超えない事を前提に、各種の財政指標を総合的に勘案しながら、財政の健全化を進めている。

Q 職員の減少により、一人に対し負担がかかりすぎる懸念があるが、市民の要望に応えられるのか。

A 民間活力の活用や組織のスリム化などによって職員数を抑制しているが、業務量に応じた職員の適正配置に努めている。

【要望】ファイナンシャルプランナーによる納税相談で市税滞納の解消を図っているが、今後も原因の実態把握に努め、収入未済額の減少と、再発防止に努めてほしい。

また、本市財政の硬直化を防止するため、経常収支比率の改善に努力されるとともに、予算執行に当たっては、事業の優先性、効率性などを再検討し、市民サービスに応える財源の有効活用に、より一層努力される事を望む。